

食品に関するリスクコミュニケーション
～食品中の放射性物質に対する取組と
検査のあり方を考える～

議事録

平成28年9月2日（金）

東京会場

（星陵会館 ホール）

主催：消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省

○司会（消費者庁・藤田）

お待たせいたしました。只今から、「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考える～」を開催いたします。

私は、司会を務めます消費者庁消費者安全課の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

消費者庁は、平成23年に発生いたしました東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、食品安全にかかわる関係府省や地方自治体と連携して、全国各地で食品中の放射性物質に関する関係者が情報提供と意見交換を行うリスクコミュニケーションに取り組んでまいりました。この取り組みによって食品中の放射性物質に関する理解は進んだのでしょうか。

これまでに生産現場で実施された放射性物質の低減対策などの努力によって、現在では放射性物質が基準値を超える食品はほとんど確認されなくなっています。一方で、当庁では、風評被害に対する消費者意識の実態調査を年に2回行っています。今年の3月に第7回の結果を公表いたしました。被災地の農産物を買控えるといった消費者行動が見られる結果となっております。いまだ、食品中の放射性物質について不安を抱える消費者がおられるということが示されています。もちろん、被災地の農産物を買控えるといったことも理解できますし、不安が残るという方がおられるのも当然かなとは思いますが、一方で、生産者、食品流通事業者、それを支える検査体制など、皆さん非常に努力をしているということでございます。

本日は、原子力発電所事故から5年以上が経過いたしましたことから、まず、生産段階における低減対策や検査のこれまでの実施状況等について、ご来場の皆様と情報共有をいたします。次に、食品中の放射性物質に対する取り組みと検査の今後のあり方について、消費者、生産者、食品流通事業者など、様々な立場からのパネルディスカッションを行います。最後に、ご来場の皆様と意見交換を行います。

ここにご参加の皆様には、様々な立場、状況に応じて様々なご意見、ご見解があるかと思えます。本日の目標は、何か1つの結果、結論を出すということではなくて、関係者がそれぞれの立場から現状や考え方を説明して、相互に意見交換をして、問題を取り巻く状況についてこんな考え方もあるのだ、こんな状況なのだという理解を深めることにあります。もちろん、それをお聞きいたしまして、行政としても皆様の考え方を伺って、今後の施策の参考にさせていただきます。パネリストの皆様、ご来場の皆様からは忌憚のないご意見をいただきまして、相互の理解が深まるようご協力をお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに配付資料の確認をいたします。封筒を開けていただきますと、一番上に本日の議事次第が入っていると思います。次にアンケート。これは最後に書いていただきたいと思いますが、アンケートが入っていると思います。次に資料1、右上に「資料1」と書いてある色刷りのものです。それから資料2、ちょっと分厚いものが入っています。その次に「事前に寄せられた意見・質問」という横紙が入っていると思います。その後が参考資料となりまして、「厚生労働省 Press Release」と書かれたもの。それから、『食品と放射能Q&Aミニ』と『食品と放射能Q&A』という2冊の冊子が入っていると思います。

よろしいでしょうか。足りないものがございましたら、手を挙げていただけましたらスタッフが配付いたしますが、大丈夫ですか。

大丈夫ですね。

途中で資料の不足やページが乱れているなどお気づきになられましたら、また、資料をもう一部欲しいという方とかがいらっしゃいましたら、休憩時間に受付の隣にございます机にいらしてください。余分があれば差し上げることができます。

次に、次第をご覧ください。前半は行政担当者による情報提供になっております。厚生労働省、農林水産省から情報提供した後、10分間の休憩を挟みます。この後、パネルディスカッションで会場の皆様との意見交換を行います。

本日の終演ですけれども、16時を予定しております。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

また、この会は、この会場に来られない方にも広く情報提供する目的から、説明内容と意見交換の様子を議事録にまとめまして、後日、関係府省のホームページで公表いたします。意見交換の際に、ご所属、お名前が公開されることに不都合がある場合は、その時に言っていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、冒頭のカメラ撮影はここまでといたします。写真及び動画の撮影はここで終了してください。よろしいですか。主催者による撮影は継続させていただきます。

(報道関係者退室)

○司会（消費者庁・藤田）

では、議題の1の情報提供に入ります。

「食品中の放射性物質の対策と現状について」と題しまして、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課化学物質係長、岡本一人より

情報提供いたします。

では、岡本さん、よろしくお願いいたします。

○岡本氏（厚生労働省）

〔スライド1〕

ご紹介ありがとうございます。厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課の岡本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省の食品安全部というところですが、食品安全行政のリスク管理機関として、食品の安全を確保することにより国民の皆様の健康の保護を図っている部署でございます。

具体的には、食品、食品添加物等の規格基準を定めるほか、全国の地方自治体、検疫所を通して、食品衛生上、行政の衛生的な管理、や流通食品の安全確保の為に管理・指導に取り組んでいる部署でございます。

〔スライド2〕

本日、私からは、食品の放射性物質を管理する仕組みとして、食品中の放射性物質の基準値の設定、検査の体制、基準値を上回った場合の対応。食品の放射性物質の検出状況として、検査結果、流通食品での調査についてお話をさせていただきます。

〔スライド3〕

食品中の放射性物質への対応については、いろいろなところで行われていると思うのですが、私からは、放射性物質を含んだ食品が流通しないように規制・監視といった観点からのお話しさせていただきたいと思います。

まず、食品中の放射性物質への対応の流れについてお話させていただきます。まず、食品中の放射性物質に関する基準値の設定についてです。大震災が発生し、福島第一原発の事故が起こった際に、平成23年3月17日に原子力安全委員会の指標値を暫定基準値として設定しました。その後、厚生労働省薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会、放射線審議会での議論を踏まえまして、平成24年4月1日に食品中の放射性物質に関する基準値を設定して、現在に至っております。

次に、食品中の放射性物質に関する検査についてですが、平成23年4月4日に原子力災害対策本部においてガイドラインを策定され、本ガイドラインに基づいて17都県を中心とした地方自治体において検査計画を策定し、検査が行われております。

その検査の結果、基準値を超過する食品が出た場合には、回収、廃棄が行われますが、地域的な広がりや確認された場合には、原子力災害対策特別措置法に基づき、県域または県内の一部の区域を単位として出荷制限等の指示がされ

ます。

出荷制限については、ガイドラインに基づいて解除の要件を満たした場合は解除することができるとなっております。

〔スライド4〕

食品中の放射性物質の基準値についてお話をさせていただきます。

食品中の放射性物質の基準は、国際基準を策定しているコーデックス委員会が指標としている年間線量1ミリシーベルトを踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受けて設定しております。

この食品群について、飲料水は代替がきかないということ等を踏まえ、1つの食品群として基準値を設定しております。牛乳、乳幼児用食品は、食品安全委員会の評価の中で、小児、乳幼児は放射性物質の感受性が高い可能性があるという評価があり、項目を立てて食品群を定めております。それ以外の食品については一般食品ということで、基準値を設定しています。

シーベルト、ベクレルという単位がありますが、ベクレルは放射性物質がどれくらいの強さで放射能を出すかという単位で、シーベルトは人がどれだけ影響を受けるかといったことを考えるときの単位です。

〔スライド5〕

ここからは、放射性物質の基準値をどのように設定したかというお話しをさせていただきます。

まず、現行の食品の基準値は放射性セシウムを指標として設定しております。この基準値は、原子力安全・保安院の評価に基づき、福島原発の事故により放出されたと考えられる核種のうち、半減期が1年以上の核種を考慮しております。

事故当初というのは、皆様、放射性ヨウ素が懸念されたというご記憶もあるかと思いますが、放射性ヨウ素については半減期が短く、約8日で半分に、16日経てば4分の1ということで、1年経てばほとんど検出されなくなるものです。そういったことも勘案して、半減期が1年以上の核種について考慮しております。

具体的にはセシウム134、137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106という核種を考慮しています。

セシウムの測定について比較的短時間で行うことが出来るのですが、ほかの3つの核種、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106の検査はなかなか簡単に測定が出来ません。例えばストロンチウム90ですと、前処理の工程も含めて1カ月ぐらい掛かるということから、生鮮食品の出荷の有無を判断するためのルーチンの検査に向かないという背景があります。

こういった背景から、セシウム以外の3つの核種については、大気中に放出された割合とか土壌中の放射能濃度、土壌から食品に移行する割合などの科学的知見を踏まえ、セシウム等の比率を求めることにより、これらの核種も考慮した基準値を設定しています。このようにセシウムを代表して測定することで、ほかの核種からの影響も管理しているということになります。

〔スライド6〕

1ミリシーベルトから食品の基準値の計算の実際の考え方ですけれども、飲料水については、WHOの指標に沿って基準値を10ベクレル/kgとし、仮に1年間10ベクレル/kgの濃度の放射能を含む飲料水を飲み続けた場合の内部被ばくの線量が、水色に示しているとおり、0.1ミリシーベルトになり、飲食物から受ける線量を年間1ミリシーベルトにするためには、飲料水以外のその他の食品からの線量をおよそ0.9ミリシーベルトに抑える必要があります。放射性セシウム以外のものについても考慮し一般の食品に割り当てられる上限のおよそ0.9ミリシーベルトを超えないように基準値を定めています。

〔スライド7〕

食品1キログラム当たりの量に換算した限度値ですが、年齢によって年間に食べる食料の摂取量とかが違いますので、妊婦も含めた10の年齢区分でそれぞれの計算を行いました。そうして得られる結果、一番厳しいものを全ての年代の方々の基準値として設定しました。

具体的にはご覧のとおり、食べ盛りで最も食事量が多く、1キロ当たりの限度値が最も厳しくなる13歳～18歳の男性の120ベクレル/kgをさらに安全側に切り下げて、100ベクレル/kgという形で全ての年代の一般食品の基準値としてで設定した経緯がございます。

この表をご覧になられると、1歳未満で460ベクレル/kgが限度値となっており、100ベクレル/kgという数値が、全ての年齢の方にも考慮された数値であり、安全のほうに余裕を持って定められているのがお分かりいただけるかと思います。

〔スライド8〕

ここからは「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」いわゆるガイドラインについてお話させていただきます。

本ガイドラインは原子力災害対策本部において策定しています。本ガイドラインは、都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査することとなっています。各都道府県は、本ガイドラインに基づき、検査計画を策定し検査を行っています。その結果は厚生労働省に報告され、厚生労働省にて取りまとめ、現在、週に1回、基準値を超えたもの、超えないものも含めてすべて公表しています。

具体的にガイドラインにこういったものが書かれているかと言いますと、検査を行う自治体、対象品目、対象区域、検査頻度などが記載されています。

対象品目は、放射性セシウムの検出レベルが高い食品。キノコ、山菜類、野生鳥獣肉等。飼料管理の影響を大きく受けるような食品。乳とか牛肉。水産物。出荷制限解除後の品目、市場流通品等。が記載されています。

〔スライド9〕

対象自治体や品目ですが、横がガイドラインで対象となっている17の都県、縦が品目になっております。赤の◎は基準値の超過があったもの、紺の●は基準値の2分の1を超過したもの、緑の■は飼料管理の重要性・移動性・管理の困難性を考慮して検査が必要なものと分類しています。これらの17都県以外でも可能な限り検査をしていただくようお願いしています。

〔スライド10〕

続きまして、検査の方法です。検査については、精密な検査と効率的なスクリーニング検査を組み合わせ実施しております。精密なほうは①のゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法、スクリーニング検査のほうは②のNaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムのスクリーニング法で、短時間で多数の検査を実施するために導入した方法です。

このスクリーニング法というのは、精密な検査ではないので精密な数字を得ることが出来ないのですが、基準値に適合する可能性があるかないかということ判断できる方法になっています。一般食品については1キロ当たり100ベクレル/kgという基準がありますけれども、検査をした結果、値が低ければ基準値を超えていないという判断できますし、高かった場合には基準を超えているかもしれないということで、ゲルマニウム半導体検出器を使って精密に測り直してみるといった使い方をする検査法です。

測定の流れは、ここに示したとおり、切り刻んで均一な状態にして、重さを量って、分析する。こういった一連の流れで検査は行われています。

〔スライド11〕

こちらは、検査の信頼性の確保についてお示しております。

〔スライド12〕

次に、基準値を上回ったときの対応についてお話させていただきます。検査の結果、基準値を超えた場合、回収もしくは廃棄などの対応がとられます。また、基準値の超過について、地域的な広がり認められた場合には出荷制限という指示を行います。出荷制限は、出荷を差し控えて下さいという制限であり、対象となる地域の対象となる品目については出荷しないで下さいという対応を行っています。

また、著しい高濃度のものが確認された場合には、摂取制限を行っています。

これは、食べることも控えてくださいということになりますので、例えば自分の家で栽培したものとか、近くの山から採ってきた山菜とか、そういったものも含めて食べないで下さいというお願いをしています。

こういった対応をすることにより、基準値を超過するものが流通しないように、厳しく管理しています。

〔スライド13〕

本スライドは平成28年7月末時点の出荷制限の対象品目です。

この表で「全域」というのは県全域に出荷制限がかかっているもの、「一部地域」というのは市町村もしくは地域単位で出荷制限がかかっているものです。

〔スライド14〕

ここからは、放射性物質の検出状況についてお話しさせていただきます。

〔スライド15〕

17都県を中心に食品の放射性物質に関する検査を実施しているということお話ししましたがけれども、こちらが平成23年度から平成27年度までの検査件数と基準値を超過した件数です。この件数には、出荷前に実施された検査結果以外に、流通品も含めています。また、ガイドラインが対象とする17都県以外の自治体での検査結果も含めた結果になります。

昨年は0.09%ということで、基準値の超過率が年々減ってきているような状況でございます。

〔スライド16〕

厚生労働省では、流通食品での調査、マーケットバスケット調査を行っております。昨年9月から10月に掛けて、福島の3地域を含む全国各地で実際に流通している食品を購入して行いました。生鮮食品はできるだけ地元産、近隣産のものを選んで購入しております。こういったものはスーパーマーケットとか地元食材中心にどんどん買い込んでいくような方法ですけれども、これを一般的な食品の1日の摂取量、調理方法に合わせて調整した後に放射性セシウムの量を測定しました。

その食品を1年間食べ続けた場合の放射性セシウムの被ばく量がどの程度になるかを計算したのがこのグラフになります。オレンジの点線が、基準値の根拠となる1ミリシーベルトになります。各県での年間の推計というのは0.0006から0.0015ミリシーベルトであることがわかりました。これは基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下におさまっています。

〔スライド17〕

最後、まとめです。国際的な指標に沿った上で、子供も含めた全ての年齢の方に対応した基準値を設定しております。各自治体で検査計画に基づきまして多数の検査を実施していただいております、その結果を厚生労働省のホーム

ページで公表させていただいています。食品中の放射性セシウムから人が1年間に受ける放射線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの1%以下におさまっています。

〔スライド18〕

厚生労働省のホームページに基準値の話、マーケットバスケット法の結果、出荷制限の状況などを公表していますので、ご覧ください。

以上です。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会（消費者庁・藤田）

ありがとうございました。

続きまして「食品中の放射性物質検査結果について（平成23年度～平成27年度）」と題しまして、農林水産省消費・安全局食品安全政策課課長、吉岡修さんからご報告いたします。

では、よろしくお願いいたします。

○吉岡氏（農林水産省）

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、農林水産省の吉岡と申します。

私が今おります食品安全政策課というところは、食品中に含まれる有害物質によって人の健康に悪影響が起きないようにするという取り組みをしております。今日のテーマであります放射性物質以外にも、有害微生物ですとか、有害化学物質、沢山ございますので、そういうものが食品の中にどれぐらいの濃度で含まれているのかを調べて、健康に悪影響がある恐れがあるのであれば、その濃度を下げるという取り組みをしております。

今日のテーマの放射性物質につきましては、私は平成23年の事故の当初から関わって参りました。今日は、私の前に厚生労働省から説明がありましたので、重複を省きながら、これまで生産現場で取り組んできたこと、それから、5年間の検査結果について皆様にご紹介をしたいと思います。

〔スライド1〕

皆様のお手元に配っております資料と、前のスクリーンに映すものは同じでございますので、適宜見易い方を見ていただければと思います。スライドは少々飛ばしながらお話をさせていただきます。

〔スライド3〕

日本では、食品衛生法に基づきまして基準値を決め、それを超えないものだけを流通させているということですが、放っておいたら基準値を超えるものが出て参りますので、生産段階で基準値を超えないような作り方をすると、いうところに5年間力を注いでまいりました。

このスライドの2つ目のところですが、「放射性物質の移行低減対策」と書いてあります。大きく分けると、例えば、土壌中にある放射性セシウムを吸わないようにする、2つ目としては、植物体が被ってしまった放射性セシウムを物理的に取り除く、これが大きな低減対策のやり方です。

これから具体的な事例を4つご紹介いたします。

〔スライド4〕

これは稲の場合の吸収抑制対策です。土壌中のカリウムはセシウムと化学的に似た性質を持っておりまして、作物のセシウム吸収を抑える働きがあります。ですので、稲を栽培するときに、土壌に沢山カリ肥料を与えることによって放射性セシウムの吸収を抑制する、こういう対策を生産現場でやっていただいております。

〔スライド5〕

これは果樹の例です。果樹は永年性作物ですので、ずっと植わっておりまして、事故のときに上から降ってきた放射性物質を樹体全体で受けております。これは、放っておいたら取り除くことが出来ませんので、表面の粗皮を削ったり、高圧洗浄をするということで、樹体に付着した放射性セシウムの濃度を物理的に下げるという取り組みをしております。

〔スライド6〕

同様に、お茶につきましても、上から降ってきた放射性セシウムを樹体全体で受けておりますので、これを取り除くために、収穫した後にさらに深刈りですとか、もっともっと切る中切り、台切り、こういうことをして物理的にお茶の樹体から取り除くことによりまして、翌年度に出てきた新芽に移行する放射性物質の濃度を下げるという取り組みをしております。

〔スライド7〕

これは、栽培しているキノコでの安全確保対策の例です。「具体的な取組」と書いてありますが、原木とかほだ木に菌糸を植えて、それが成長してキノコになる訳です。ですので、原木・ほだ木に含まれている放射性セシウム濃度が高いと、それを吸ってしまいますので、そもそも放射性セシウム濃度が低い原木・ほだ木を使うことによって、キノコが吸収する量を減らすという取り組みをして、基準値を超えないようにという取り組みをしております。

〔スライド8〕

先程の厚生労働省の説明で、原子力災害対策本部がガイドラインを作って17都県に検査をお願いしているというお話をいたしました。青森県から静岡県まで東日本の都県がこの対象になっております。

〔スライド9〕

この17都県は、事故原発当初にいきなり全部がなったということではござい

ません。実際に、事故直後から県の方が放射性物質濃度を測り始めて、当時の暫定規制値500ベクレル/kgを超えるところは順次出荷制限が掛かっていった訳です。その出荷制限を掛けていって、4月4日に初めてこのガイドラインを作ったのですが、そのときに、出荷制限が掛かった県以外に隣接する自治体、あるいは出荷の自粛をしている都県7つについても検査をして下さいということで指示の対象としております。

6月27日には3つの県が対象になっております。これは、神奈川県のお茶で暫定規制値を超えるものが出たものですから、更に検査をしてほしい対象の県を広げる、隣接県を広げるという取り組みをしております。

それから、8月4日には、さらに3県追加をしております。降ってきた放射性セシウムを受けてしまった田んぼに放置されていた稲藁、実はこれは牛の餌にしようということで田んぼに置いてあったものですけれども、そのことに気が回らずに、放射性セシウムを受けてしまった稲藁を牛に食べさせてしまったことから、牛肉からも放射性セシウムが検出された、暫定規制値を超えたということがございました。更に、放射性セシウムが降っている範囲が広いということが考えられましたので、検査をする対象の県を更に広げたという経緯で来ておりまして、17都県が最初から同じ状況で検査をやってきたということではございません。

またスライドを飛ばします。

〔スライド13〕

今日の私のお話は、原子力災害対策本部が決めておりますガイドラインに基づいて検査をやってくれている17都県に絞って整理をしております。この17都県が検査に使っている機器の台数ですけれども、スクリーニングに使っているNaIシンチレーションスペクトロメータは17都県計で137台、ゲルマニウム半導体検出器は63台です。

それから、検査費用ですけれども、この5年間に17都県がかけた費用合計は約40億円です。県の方が検査をやるときには、例えばサンプルを取りに行く時には県の職員の方が取りに行くということで、そういう人件費は別途出ておりますので、そういうものは含めないということで、非常に大ざっぱであります。5年間17都県で掛かった費用ということで県から聞き取りをいたしまして、今回、皆様にお示ししているところです。

では、これ以降は、5年間で行われた17都県の検査の結果についてご紹介をいたします。

また、スライドを飛ばします。

〔スライド15〕

先程、厚生労働省から説明があった検査点数よりは少ない数字になっており

ます。数字が色々あって大変申し訳ないのですけれども、先程お話ししましたように、ガイドラインに基づいて17都県がやっている検査の点数という観点から。それから、基準値を超える農産物、食品が流通しないようにということで、出荷の前に検査をずっとやってきております。なので、そこに焦点を絞って検査点数を整理しております。

表の下に「注1 自都県産の出荷前検査点数」と書いておりますが、1つだけ違うものがございます。牛肉につきましてはと畜場で検査をしております。と畜場は生産地にもございますし、消費地にもございます。消費地のと畜場には色々な県から牛が集まって参ります。例えば東京都にあると畜場で何万点も検査をしているのですが、それはどの県のどの品目がどれくらいの濃度かということを見る為に、東京都で牛肉の検査をしても、産地に戻して、検査の点数は品目ごとのところを整理しておりますので、お断りをしておきたいと思えます。

さて、17都県がやってくれた5年間の検査点数です。この表の横軸は年度、縦軸は検査の点数です。右上の隅の数字をご覧ください。平成27年度は検査点数の合計は約26万点です。これを栽培・飼養管理が可能な品目と困難な品目に分けてその下に整理しております。

栽培・飼養管理が可能な品目と申しますのは、注3に載せております野菜・芋類、果実類・種実類、米、麦類、豆類・雑穀類、肉類等というものです。栽培・飼養管理が困難な品目と申しますのは、注4に書いておりますけれども、代表的なものは、野生のキノコですとか野生鳥獣の肉です。栽培・飼養管理が可能な品目群で約24万点、困難な品目群で約20,000点、その他加工品、これは出荷前ですけれども、1,000点強の検査が行われております。

〔スライド16〕

色々な品目について都県で検査をしていただいておりますが、品目ごとに見ますと、検査点数はさまざまです。非常に幅がございまして、桁が変わるごとにちょっと整理をしてみました。

10,001点以上が肉類と海産物、1,001点以上10,000点以下が野菜・芋・果実・豆・原乳・キノコです。101点以上1,000点以下が米・麦・卵等々。11点以上100点以下が茶・はちみつということで、品目によって検査点数は非常に幅があるというのが見てとれると思えます。

群を抜いておりましたのが一番上の肉類です。肉類と書いておりますのは、ほとんどは牛肉ですが、中には豚肉ですとか鳥肉も入っております。これで全体の8割ぐらゐを占めております。

このように品目ごとに検査点数は様々ですが、17都県ごとの検査の点数も様々です。

〔スライド17〕

同じように検査の点数の桁が変わるごとに区分をして整理してみました。10,001点以上は福島県、1,001点以上10,000点以下がそこに挙げています7県、101点以上1,000点以下が9都県という状況になっております。

これを日本地図に落としてみますと、右に載せているような状況になっております。10,001点以上が赤、1,001点以上10,000点以下が黄色、101点以上1,000点以下が緑ということで、大ざっぱに申し上げますと、太平洋に接している県のほうが検査点数が多く、日本海に接している県のほうが検査点数が少ないという状況になっております。

以上が検査点数の状況です。

次に、検査された結果、放射性セシウムの濃度についてご紹介いたします。

〔スライド18〕

同様に、横軸が年度、縦軸が放射性セシウムの濃度です。このスライドの18は、栽培・飼養管理が可能な品目群でくくっております。時間の都合もございしますので、一番上のカラムだけをご覧ください。

25ベクレル/kg以下だったものは平成23年度は約79,000点で、全体の検査点数に占める割合は96.2パーセンでした。これが平成27年度には約23万5,000点で、全体に占める割合は99.8%で、ここの割合が100%にかなり近くなってきております。

皆様のお手元の資料ですと、その下のスライド19に栽培・飼養管理が困難な品目を載せておりますので、上の表と下の表とを見比べながらご覧ください。

同様に、25ベクレル/kg以下の点数と全体の検査点数に占める割合を載せております。平成23年度では、全体に占める割合は55%で、栽培・飼養管理が可能な品目に比べますとかなり低かった訳です。平成27年度には、右上の隅の数字ですが、95%ということで、栽培・飼養管理が可能な品目と比べますとまだ低い状況にございますけれども、25ベクレル/kg以下のものはかなり高いという状況になってきております。

ちょっとスライドを飛ばします。

〔スライド28〕

今、栽培・飼養管理が可能な品目と困難な品目で、25ベクレル/kg以下のものの割合が90何%とか、そういう要素をお見せした訳ですけれども、県別、品目別にどうかを整理したものがスライド28です。数字が小さいものですからお手元の資料を見ていただきたいと思います。

横軸には17都県、縦軸には品目を載せております。これは、1つの解析の例としまして、直近の3年間で1回でも25ベクレル/kgを超えたものが出た時には、セルを黄色にして、その品目を載せております。逆に、3年間連続で測ったけ

れども、25ベクレル/kg未満だったところは青いセルにして「○」をつけております。それから、検査をしていないところは「－」にしてセルの色は白にしております。表の上のほうは栽培・飼養管理が可能な品目群、下のほうは栽培・飼養管理が困難な品目群です。大変大ざっぱですが、この表を概括していただきますと、上の表のほうが青っぽいということは見てとれるのではないかと思います。

〔スライド29〕

今度は、品目ごと、年度ごとに、現在の基準値であります100ベクレル/kgを超えた点数がどれぐらいかを示したものです。表は2つに分かれておりまして、左側は栽培・飼養管理が可能な品目群、右が困難な品目群です。1点でも100ベクレル/kgを超えているセルは黄色にしております。これを見ていただいてもわかりますように、概括をしますと、栽培・飼養管理が困難な品目群のは非常に黄色っぽい。つまり、基準値を超えているものの出ている割合が困難な品目のほうが多いということを見ていただけるかと思います。

最後に、日本から海外に輸出している農産物等に関する輸入規制の状況についてご紹介をいたします。

〔スライド30〕

これまで検査結果の説明等による働き掛けを各国にやってきております。この結果、多くの国では規制緩和・撤廃が進展しております。例えばアメリカですとかEUではかなり規制緩和をしてくれています。

一方、我が国の主な輸出先である中国、台湾等では、依然として輸入停止を含む輸入規制が存在しておりまして、現在も政府を挙げまして規制撤廃の申し入れを行っております。日本の主な輸出先であり、なおかつ、輸入規制が厳しいのは、中国、台湾、香港、韓国というところでございます。

〔スライド31〕

輸入規制の状況ということで、我が国の検査結果を参考にして規制緩和をしてくれている国・地域のケースをご紹介いたします。

アメリカとEUを例に挙げております。アメリカは、規制緩和の考え方のカラムを見て下さい。我が国における出荷制限措置の状況に応じ、随時、輸入規制措置を見直しするということで、通常、出荷制限が日本で解除されますと、それに続いてアメリカも輸入停止措置の解除をするということをやっております。

EUはやり方がちょっと異なります。また、福島県産とそれ以外でやり方がちょっと異なっております。福島県産につきましては、前2年間にわたって基準値超過がなければ、その品目の輸入規制を外す。福島県産以外につきましては、前年度基準値を超過していなければ輸入規制を外すという考え方で、ルールを

作ってやってくれています。

〔スライド32〕

このスライドは、まだ規制がかなり厳しい状況のところですよ。品目によって、また国によって規制の内容が若干異なりますので、この表の中国のところだけご紹介をしたいと思います。

これは野菜・果実の例です。中国を見ていただきますと、輸入停止となっておりますのがそこに書かれております10の都県です。ここはそもそも日本からの輸出は出来ないことになっております。それ以外の道府県につきましては、放射性物質の検査証明書があれば良いことになっております。実は、この検査証明書の中に、ストロンチウム90という分析に非常に時間が掛かる核種についても検査をしろということが書かれておまして、特に生鮮品などは検査を待ってられないということがありまして、実質的には47都道府県全ての野菜・果実が中国に出荷できない状況になっているということでございます。

〔スライド34・35〕

大変駆け足になりましたけれども、最後、これで終わりになります。今、ご紹介をいたしましたように、対象自治体につきましては、拡大の経緯ですとか検査結果はさまざまです。対象品目につきましても、栽培・飼養管理が可能な品目と困難な品目については状況が異なります。検査点数も、都県によって、また検査対象品目によって大きく異なっております。

休憩を挟みまして、こういう現状の中でこれからの検査のあり方についてパネラーの方と意見交換して参りますし、その後、会場の皆様との意見交換にも進んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○司会（消費者庁・藤田）

ありがとうございました。

それでは、ここで約10分間の休憩とさせていただきます。只今のお時間は2時25分でございますので2時35分から再開いたします。2時35分までにお席にお戻りいただきますようお願いいたします。

では、休憩に入ります。

(休 憩)

○司会（消費者庁・藤田）

時間となりましたので、プログラムを再開いたします。

皆さん、休憩出来ましたでしょうか。大丈夫ですね。ちょっと難しい話が続きましたがけれども、ここからはパネルディスカッションと、会場の皆様との意

見交換会となります。

ここからの進行は、国立大学法人長崎大学広報戦略本部准教授の堀口逸子先生にお願いいたします。

では、堀口先生、お願いします。

○堀口氏（ファシリテーター）

座ったまま失礼いたします。長崎大学東京事務所におります堀口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今週の月曜日に同じ意見交換会を福島・郡山市でさせていただきまして、今日東京で第2回目をするということで、2回ともファシリテーターをさせていただきます。

まず初めに、ここからご参加いただくパネリストの皆様に簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。すみませんが、一応2分以内ぐらいを目途によりしくお願いいたします。

それでは、最初にこちら側から自己紹介をお願いしたいと思います。

全国地域婦人団体連絡協議会の幹事で在られます夏目智子様、よろしくお願いいたします。

○夏目氏（全国地域婦人団体連絡協議会）

ただいまご紹介いただきました全国地域婦人団体連絡協議会、略称・全地婦連でございますけれども、夏目智子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の所属する全地婦連は1952年に設立いたしまして、今年で64年目を迎えています。全国の地域婦人会、女性会、地域女性団体の全国ネットワーク組織でございます。地域の女性達が手を結び合い、暮らし、地域組織の持つ総合的な視点による情報発信、提言活動を積極的に推進し、全ての人々が立場や世代を超えて交流でき、信頼し合える持続可能な社会の実現を求める活動を継続しております。

毎年、全国大会を開催地を変えて開催しているのですが、ちょうど3年前の2014年に第62回全国大会を福島県で開催いたしました。東日本大震災が起きてからまだ3年少しぐらいのところで、福島県は大丈夫なのだろうかという思いでございましたけれども、私達は復興に向けて頑張っている姿を全国に見せたいという福島県の女性団体の強い思いがございまして開催をしたことがございます。福島県は、その当時、地震、津波、原発の事故、加えて風評被害という四重苦に大変苦しめられていたというのが私共の感想でございました。2,000人程が参集した訳でございますけれども、改めて風評被害を払拭すると同

時に、福島復興支援をやりましょうと固く誓ったことを覚えております。

ところで、放射能汚染の有形無形の被害につきましては、適切な情報公開と除染処理につきまして国を挙げて行われておりまして、一定の成果は得られていると思っております。ただ、消費者庁の風評被害の調査にもございますけれども、風評被害がゼロとなった訳ではございません。検査することが安全であるという考え方からもう先に進んでもいいのではないかと私は考えております。その為には、国民へのリスクコミュニケーションが一層丁寧に進められることが条件になるかと思います。そういう意味では、今日は皆様とご一緒に意見交換が出来ることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしくお願いします。

パネリストの皆さん、済みませんが、時間のほうをよろしくお願いします。

それでは、次のパネリストとしまして、栃木県からお越しいただきました原木シイタケの生産者であります君嶋治さんに自己紹介をお願いいたします。

○君嶋氏（原木シイタケ生産者）

皆さん、こんにちは。栃木県から参加させていただきました君嶋と申します。栽培歴は今年でちょうど40年になりまして、原木シイタケを今まで、干しシイタケ、生シイタケ、いろいろ研究しながら栽培してきた者です。経過的に申しますと、昭和の時代は右肩上がりで、作れば売れるという時代でした。平成に入りまして、中国から生シイタケ、干しシイタケ、安い品物が洪水のように入ってきてまして、シイタケの日中戦争などと私共は呼んでおるのですが、それにも何とか、良品づくり、施設栽培、コストダウンということで、辞めた人もかなりいますけれども、私の場合にはそれで続けてきました。順風満帆ではないのですが、直接、ホテル、旅館、宅配とか、色々方面で消費者の方に販売してきました。

23年の3.11の東電の爆発もすごいなと思ったのですが、まさかここまで深い傷を負うとは私も考えておりませんでした。報道機関等から入る情報は、悪い方、悪い方、悪い方とどんどんどんどん下に落ちてまして、私共の方も出荷停止になった訳です。その時は、これからどうしようということで夜も眠れない日が続きまして本当に大変だったです。その後、栃木県の場合、行政担当とかキノコ担当に色々協力していただきまして、また一からやり直そうということで、私の場合には10万本近い原木を入れ替えまして、何とかここまで来しております。また、私だけではなくて、東日本の生産者もみんな商品の安全対策を

っております。ですから、その点も十分理解していただければありがたいと思います。今日はどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしくお願いいたします。

次は、イオンリテール株式会社の広報部長兼お客様サービス部長の三宅香さん、よろしくお願いいたします。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

イオングループでお客様サービス部の責任者をしております三宅香です。よろしくお願いいたします。

私たちイオンは、マックスバリュや、ご承知と思いますけれども、ミニストップ、ダイエー、そのほか様々な小売事業を運営する企業集団でございます。2011年の東日本大震災直後、放射性物質に関しましては、私達お客様サービス部の方へ大変多くのお客様より直接お声をいただきました。お客様が感じられている不安がひしひしと伝わってきて、改めて安心してお買い物いただくことの大切さを実感した次第です。

その為に私達に何が出来るのかということで、自ら責任を持って厳密な検査を実施し、そのデータに基づく科学的な安全の根拠を得ること、そして、透明性のある情報公開を徹底していくこと、これら両方が実施されて初めて、お客様がご自身で判断していただいてお買い物をしていただくことが出来ると思っております、当社なりの自主検査とその情報公開を継続して参りました。

震災から5年が経過し、我々の自主検査の結果からも確実に震災前の状態に戻りつつあると感じておりますし、お客様からいただく声に関しましても随分変わってきていることを肌身で感じている今日このごろでございます。

本日のディスカッションのポイントとなる検査対象自治体、対象品目といったことに関しては、議論するに十分なデータが積み上げられていると思います。安全がそのまま安心して繋がる訳ではないのですけれども、今まさに行政、企業、生産者、そして消費者も含めて、皆できちんと向き合うべき時期が来ているのではないかと考えております。

本日はよろしくお願いいたします。（拍手）

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしくお願いいたします。

次に、公立大学法人福島県立医科大学放射線腫瘍学講座の佐藤久志先生、よろしくお願いいたします。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

皆様、こんにちは。私は医師として、癌に対する放射線治療を中心に現在診療を行っております。震災後から緊急被ばく医療に係わるようになりまして、こういったリスクコミュニケーションの活動に参加するようになりました。

健康影響に関しては、なるべく4つの目から見るようにしております。

1つ目は、放射線治療医ですので、科学的な根拠に基づいた目。

もう一つは、私、震災当時、2人の子供がいましたので、その子達を守らなければいけないという感情的な目。

もう一つは、私も住民の1人でしたので、東電に対する強い怒りから見た目。

あと、私は肝臓癌のサバイバーでして、皆様が放射線の結果として恐れている癌というものを経験した者、いわゆる結果を経た者の目から見て、その結果から見られるようなところを今日上手く表現出来たらいいと思っています。

今日は、時間的なスクリーニング結果を皆様お聞きになったと思いますので、色々な意見をまとめて一定の見解が出ればいいなと思っておりますので、皆様、今日はよろしくお願いいたします。（拍手）

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしくお願いいたします。

次に、科学ジャーナリストの松永和紀さん、よろしくお願いいたします。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

食の安全を主なテーマに取材、執筆、講演をしています科学ジャーナリストの松永和紀です。今日はよろしくお願いいたします。

科学的な根拠のある食情報を収集して提供する消費者団体、フード・コミュニケーション・コンパスというのも運営しております。

放射性リスクについては、恐らく、これまでに何百という原稿、それから講演で考えを述べてきました。食品は様々なリスクを抱えています。数え切れないリスクの1つとして原発由来の放射性物質のリスクも存在します。しかし、そのリスク管理策というのは概ね上手く進んだと私は考えています。何よりも生産者の方々が非常に地道に丁寧に対策を講じて下さったということ、それから、行政の規制措置というのも効果的であったと思います。皆さんの努力の賜物ですので、その点は本当に心から感謝申し上げたいと思っています。

今、食品の他のリスクに比べて原発由来の放射性物質のリスクはとても小さいと私は捉えています。そうした状況にあって、今日説明下さったようなこんなに沢山の検査が必要だろうかと考えます。検査が過剰になってはいないでし

ようか。例えば、もうずっと25ベクレル/kg以上を超えることがないというような地域でも、牛肉の全頭に近いような検査がずっと行われています。これが必要なのか。検査の必要性はリスク低減に効果的かどうかという科学の話、それから、社会の人々の安心に繋がるのかという心情の話、その両面から考える必要があります。

それからもう一つ、検査には非常に多額のコストがかかるということがあります。それだけのコストをかけて安心だと思ふ、検出限界未満だということを続々出すということが適切なのかということを考えていきたい。今日は、検査に関する具体的な数字も取材して持ってきましたので、そういうことを情報提供しながらご意見をお聞きして考えていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしくお願いいたします。

次は、内閣府食品安全委員会事務局から、リスクコミュニケーション官の箴島一浩さん、よろしくお願いします。

○箴島氏（内閣府食品安全委員会事務局）

皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました内閣食品安全委員会でリスクコミュニケーション官をしています箴島でございます。

食品安全委員会ということを余りご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、簡単にご説明させていただきます。

食品中に各種物質がいろいろ含まれる訳ですけれども、それが人の健康に影響を及ぼすのかどうか。及ぼす場合はどの程度だったら大丈夫なのか。ひっくり返しますと、これ以上だったら健康に影響を及ぼすよというものを科学的知見に基づきまして評価していく機関でございます。

私共、中立公正の立場で、行政の中ではちょっと異質なところでございます。名前に委員会とついているように、私共の行政よりも科学者の方々を中心に科学的見地からいろいろご議論いただいて評価いただく、そういう機関になってございます。

私は、普段、業務の中でリスクコミュニケーションを担当させていただいておりますので、本日のパネリストの方々、それから皆様方と意見交換させていただきながら、この件につきまして色々深めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。（拍手）

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしくお願いいたします。

先程プレゼンテーションしていただきました厚生労働省の岡本さんと農林水産省の吉岡さんが続いて座っておりまして、一番端になって申し訳ないのですが、実際の現場からということで、栃木県農政部農政課食育・地産地消担当の青木さんに来ていただきましたので、自己紹介をお願いいたします。

○青木氏（栃木県）

皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました栃木県農政部農政課の青木と申します。農産物の放射性物質モニタリングの検査を担当しております。本年度で2年目になっております。

本日は、地方自治体の担当者、検査する側として参加させていただいております。栃木県の検査の概要をちょっとご説明させていただきます。

栃木県では、安全な農産物以外は出荷しないという方針の下に、モニタリング検査の徹底と速やかな情報公開に努めて参っているところでございます。検査につきましては、出荷する全ての品目を対象にするということで、出荷される前に毎週実施してございます。その結果につきましては速やかに県のホームページで公開しているということでございます。

私共が担当している農産物、米、野菜、果樹類などの栽培しているものにつきましては、栃木県産のほとんどが放射性セシウムND、検出せずという状況が続いているというのがつい最近の結果でございます。ただ、野生のものとか、山のものでは、基準値を超えるものも若干あるという状況で、今、5年目、6年目になりますか、検査を続けている状況でございます。

本日のテーマ、今後のモニタリング検査はどうあるべきかという話になってくるかと思うのですが、栃木県としても、引き続き安全なものを皆様にお届けするという方針は変えずに、国とかの指導をいただきながら検査の方も考えていかなければいけないかなと感じております。

本日は、検査する側として意見を述べさせていただくと共に、皆様方、消費者なり事業者の皆様のご意見をお聞きして、今後の検査の参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしくお願いいたします。

皆さん、どうもありがとうございました。

それでは、パネルディスカッションに入りたいと思うのですが、まず今日、厚労省と農水省からプレゼンテーションいただきました資料1と資料2の2つの資料につきまして、パネリストの皆さんの中からご質問などあります

でしょうか。あれば挙手をしていただきたいのです。パネリストの皆さん、大丈夫ですか。資料に関してはご理解していただけたという前提でよろしいですか。

それでは、資料等も含めまして進めていきたいと思います。まず、皆様の資料の中にも「事前に寄せられた意見・質問」というA4横のホッチキス留めの2枚、4ページのものがあります。圧倒的にご意見の方が多かったのですけれども、中にご質問がありましたので、ご質問についてパネリストの方に少しご回答いただければと思っております。

例えば、今までの話になかったことなのですけれども、10番目の質問で「風評被害の実態等もご案内頂ければ」ということで、風評被害かどうか分からないのですが、実際に消費者と向き合っておられます夏目さんと三宅さんから、この5年どういう状況かというところを少しお話ししていただければと思います。

では、三宅さん、先程も自己紹介の中で消費者の話がありましたが、どういう状況でしょうか。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

私、イオングループでお客様の声を直接聞く部署におります。2011年、2012年は違う部署にいたのですけれども、13年以降、ここの部署におります。2011年直後から、数、内容に関しましても弊社の方でずっとデータを取っているような状態です。その結果ですと、確実に11、12、13と減ってきています。具体的な数字で言うと、ざくっと50分の1ぐらいの数で、特に去年1年間は全体で300件強で、今年は恐らく200件に満たないという状況になっております。

中身に関しましても、最初のころは農産物ですとか、牛肉、それから乳製品ですね。先程プレゼンでもありましたけれども、飼料経由の牛肉、それから乳製品への影響が少し話題になりましたので、そういった商品への不安な声を沢山いただきました。

ですが、ここ2年ぐらいは皆無だと言ってもいいぐらいにほとんどございません。数字にしてみると、100件、200件ぐらいはあるのですが、365日で割っていただくと1日1件ない数だと思っていただければいいです。中身に関しましても随分変わってきております。例えば食品ではないもの、工業製品ですとか、衣料品だとか、そういったものにまで及んで、そういったものへのお問い合わせもあることから、どちらかというところ、残っているのは感情的なところだけなのかなという印象を受けております。全体としては、当部でいただく声はほとんどないというような感じの評価をしております。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

別に食品だけではなく、お客様相談窓口に1日どれぐらいの電話が架かってくるのですか。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

これの分母を知った方がいいということですね。1日単位では取っていないのですけれども、365日で40万件強です。50万件を切る45万件ぐらいが分母です。その中の、今年は200いかないと思います。という進捗度合いですね。今はまだ9月ですので。そういう状況です。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

それでは、夏目さんはいかがでしょう。

○夏目氏（全国地域婦人団体連絡協議会）

只今イオンのほうから具体的な数字をもって説明されました。私共は、正直申し上げまして、具体的な数字を持っている訳ではございません。ただ、最初に藤田さんご紹介して下さいました様に、消費者庁が調査を行っていて、一番新しい7回の結果を見ても、未だに風評被害を抱えている、不安を抱えている消費者がいるということが示されておりまして、これが消費者の正直なところだろうと思います。

私共の団体につきましては、その風評被害をなくす為には、学習をして、理解を深めていく、情報を正確に判断する力を養っていくことが大事だろうと思ひまして、全国大会、ブロック会議、また全国レベルでやるものもありますし、各都道府県に存在する様々な組織が自分達で学習することもございますけれども、そういうところで学習をしながら、情報をきちんと把握できる力を身につけていくことが大事なのかなと思っております。

この間、5年余、消費者庁を初め様々なところでリスクコミュニケーションをやってきました。その成果はある程度あるかと思ひますけれども、今、食品中の放射性物質について消費者の関心が高いですかと聞かれたら、残念ながら、それはちょっと違いますね。やはり他にも関心事は沢山あって、関心は少し低くなっているのかなと思ひます。

何よりも消費者の不安が拭えないのは、やはり放射能は見えないというところがある訳です。そうすると、見えないものに対する恐れというのは、感情的、主観的に拭い去ることがなかなか出来ない。これは愚かな消費者と思われるか

もしれません。ここにいらっしゃる方は様々な研修をされている方かと思いますが、そう思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり見えないものに対する恐れというのはあるのかなと思っております。

その恐れを拭っていく為にも、やはり科学的な情報がとても必要だと思っております。そういった判断をする力というのは、混乱している時にはなかなか発揮できません。5年経って、今、落ち着いてきている状況でございますから、この落ち着いている中できちんと理解する力を身につけておかないと、やはり混乱時に正常な判断が出来ないということにまた舞い戻ってしまいますので、これからもこういったリスクコミュニケーションを続けていくことの重要性をとても強く感じているところでございます。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

混乱している時には判断が難しいというお話がありまして、科学的なことを理解しなければいけないし、学習していかなければいけないというところ。今日は検査の話なのですけれども、ベーシックなおさらいということで、33番のところに「放射能汚染の（基準値を超えた）野菜と一緒に置いてあった食材は大丈夫なのか」というのと「茹でる等で減らないのか等、気になります」というご質問がありましたので、研究者の佐藤先生、よろしくお願いします。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

私、昨日、病院で仕事をしてきて、患者様にミリもマイクロもついていない放射線の治療をします。その患者さんが家に帰って自分の体から放射線が出ているかという、出ることはありません。治療を受けて、ホールボディカウンターに入っても、自分が元々持っていた物質以外は出ない訳ですから、うつるということはないのです。震災当初、例えば、被ばくして避難した方が、おまえはうつるから近寄るなど言われたことは、みんな分からないからしょうがないのですけれども、見えない分、そういう目で見られるということはあるのですが、隣のものから隣のものへうつるものではございませんので、それは心配要らないと思います。

あと、茹でる等でどうなるかというのは、多分、皆様、インターネットで見て、茹でたらこうなりましたとか、色々やっていました。少しは減るのでしょうけれども、結局、減る、減らないという一定の傾向、一定の方向はないということで実験レベルで終わっている。ただ、真面目にやっているところもあって、こういうものはいいいとか、皮を剥くといいいとか、土を剥がすのがいいとか、ある程度一定の傾向はありましたけれども、どれがいいかというのは、今、随

分少なくなってしまうって、下げる必要はない程度になってしまいましたので、今は必要はないと考えております。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

それでは、徐々に検査とかの話に入っていきたいと思っているのですが、それに関連した質問が幾つかあるので。

今、国の取り組みと、17都県など最終的な検査のデータが出てきたと思うのですがけれども、今日はせっかく栃木県の青木さんがいらっしゃっていて、「自治体の取り組みを出来る限り知りたいです」ということなので、栃木県の取り組みについて少しご説明していただければと思います。

○青木氏（栃木県）

具体的にということで、栃木県の取り組みを若干ご説明させていただきます。

といいましても、先程農水の吉岡課長さんが話していたところと被ってしまっているところはあるのですが、一番重要なのは、農産物にセシウムを移さないというのですか、植物体に吸収させないというのが一番大切なのかなと思っております。それは、先程あったように、カリの肥料を入れると米は吸いづらくなりますよとか、お茶とかは剪定を強くするとお茶っ葉のほうにはいかなくなりますよというような技術対策をまず生産者の方に指導するというのが一番大きい自治体の取り組みなのかなと思っております。

それと、モニタリング検査を徹底するということ。それで、その情報は速やかに消費者の方々に提供するということ。

あと、栃木県は風評被害対策という訳ではないのですが、県の方でこういう検査をしています、だから農産物は安心してお食べくださいみたいなPR活動を県内、県外と。スカイツリーに『とちまるショップ』という栃木県のアンテナショップがあるのですが、そちらなどでも年2、3回ぐらいPR活動をさせていただいているという状況です。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

生産段階からお客様に届けるところまでの具体的な話だったと思うのです。今日は原木シイタケの生産者の君嶋さんが来ていらっしゃいますので、出荷する前の、実際に生産しているところでどういう低減対策をされているか教えてください。

○君嶋氏（原木シイタケ生産者）

栃木県の場合に、出荷停止になりまして、県の担当者また私らとでいかにして放射線を低くして、また放射線を吸わせないかをいろいろ研究しまして、出たキノコを検査するのではなくて、その前の段階、原木にセシウムが入っているか。また、土の表面にセシウムがある場合にはそこに置かないとか、シートを掛けるとか、あと、空気中のセシウムが高いところに関しては、ポリを掛けて原木と空気を遮断するとか、色々な検査項目を50項目ぐらい作りまして、それでどこからもセシウムが入らないということを色々検査しました。

それと、栃木の場合、はっきり言いまして、最初から福島県原木は使いません。検査して、1回伐採して、また芽が出る訳ですが、その芽も同じような数字を持っていまして、これも使いません。福田知事が安全なところから持ってこいということで、今、栃木、群馬、茨城、福島、宮城までは、九州・四国の方から安全な原木を入れてやっているのです。それでも土から吸ったり、風でセシウムが流れてきたりする過程もありますから、何ぼきれいな原木でも使用する前には洗浄する。また、収穫のときも、土には原木をつけない。また、風で土が飛ぶようなときはセシウムが付くようなこともありますから、そういう場合には、ハウスの表土を入れかえるとか、そういう色々な細かいことを立ち上げまして、何とか50項目をクリアして、今、出たものはほとんどNDです。ですから、消費者の方もそういうことを理解していただければありがたいなと思っています。

以上です。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

今、原木の産地から、ハウスの中でとか、50項目という沢山の項目をクリアしないと表に出さないというようなお話だったかと思います。

今回、検査に関してどうするかということをみんなで意見を出していただくということなので、今、自治体の話があり、生産者の話がありました。まず、31番のところで「食品メーカーでは今後の検査についてどのようにされるのかお伺いしたいです」というお話なのですが、食品メーカーさんは直接は来ていないので、申し訳ないのですが、自社ブランドをお持ちのイオンリテールの三宅さんに、イオンさんも検査をされていると思うので、今、どういう状況なのか。担当は違うかもしれないのですが、もしご存じでしたら、よろしくお願いします。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

当社は、プライベートブランドを持っておりまして、一応そこら辺の基準に関しても社内で色々検討しております。実際に、現状、自主検査しております。同じような状況です。今日見せていただいた、ほぼほぼ数字が出ていないという検査結果は、弊社で自主的にやっている分に関しても、ここ1～2年は数字が出ないという状況が続いております。出るものは一部のものに限られてきて、それも大体解ってきているという状況です。

今回こういう機会もありますし、5年続けてきて、先程ご紹介したお客様の声、お客様もだんだん理解をしてきていらっしゃるという状況を踏まえて、今後に向けてどうしていくのかという議論を、今、丁度始めたところです。まだ明確に決まっている訳ではないのですが、先程から幾つか同じような話が出ているのですが、国としてもこれだけ経費をかけて、これだけコストをかけて、どうしていくのか、何を求めているのだろうか、どこまでいくのかというところは同じことを考えています。

ただ、私達は事業者として直接お客様に説明責任を果たさなければならないということで、それをきちんと果たすということは変わらなく、きちんとした説明を果たすためには何をしていったらいいのかということを置きながら、それは変えずに、どのようにしていくのかということを今まさに考えている最中です。

ごめんなさい。結論は出ていないので申し訳ないですが。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

先程自己紹介の時に松永さんから、色々取材とかをされているというお話をいただいたのですが、食品メーカーさんとかにも取材に行ったりされて、検査のこととかで何かご存じのことがありますか。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

検査というのは、今日ご説明いただいたような国のモニタリング検査もあり、自治体独自の検査もありますし、イオンさんとかいろいろな企業がやっておられるような自主検査をされていて、恐らく。恐らくというのは、解らないのですね。日本全国で一体どれぐらいの検査機器が動いていて、どのぐらいの検体数が検査されているのか、誰も把握できない状況になっているわけです。相当手厚くされている。

そこから素朴に、正しく検査をするのに一体幾らぐらい掛かるのだろうかということを取材しました。チェルノブイリの事故以降ずっと前から測り続けている、私から見るととても信頼のおける東都生協さんというところがあるので

すが、そこでどのぐらいかかっていますかということで割と細かく検討していただいたのです。そうすると、ゲルマニウム半導体検出器自体を購入するのに2,000万円ぐらいかかる訳ですけれども、それ以外に年間の維持費として、多分消費者はご存じないのですが、そもそも部屋を冷やしておかなくてはいけないとか、その装置自体も窒素をずっと入れて冷却し続けなければいけないとか、正しく測るためには校正もきちっと定期的にしなくてはいけないというようなコストが沢山かかっている。尚且つ、食べられる食品を検査に提供するという事は、その食品はもう食べられなくなる訳です。捨てなくてはいけないということも、実は気付き難いのですけれども、食品の無駄であり、コストになっているということを考えると、実はゲルマニウム半導体検出器1台で年間に適正にずっと測っていくと、それで1,000万円ぐらい掛ってしまうということが解ってきたのです。

東都生協さんはそうだというお答えををしていただいたので、他のところにも聞いてみようと思って、他の登録検査機関とかにもお尋ねしたら、やはりほぼ同じであると。そのくらい掛かりますと。その中で、食品自体の費用が500万とか600万とかかかっている訳です。それを日本全国でやっている。色々な企業でそれをやって、みんなで検出限界未満だね、出ていないねという結果を出して、みんなで安心しているという状況に、多分、今、あるのだと思うのです。

ですので、最初の質問に戻ると、メーカーさんはどうしているかということですが、私が取材する限りでも、メーカーさんは管理が大事。そもそもセシウムを入れないような管理が大事で、検査はそれを確認する手段なのだから、検査はもうそろそろ縮小したいと思っているのです。だけれども、三宅さんがおっしゃったように、検査を止めるなら、どういう形で同じような安全性を担保するのか。他の方法でどう対応してくれているのかというところの説明責任が問われてしまう。他の方法といった時に、どうしようかなというところ。もちろん生産者のお力をお借りして、色々なことをトレースして、対策も講じていただいて、その総合的な品質管理の結果として、ないですよと。こういう作り方をしていますから、もう検査は必要ないですよねというところまで消費者にきちっと説明するために、どういうロジックを組み立ててやっていったらいいかというところで、今、とても真剣に悩んでいる状況だと私は思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

今、東都生協さんの情報をいただきましたが、多分、機器の扱いなどの精度管理が非常に大変だと。今日の厚生労働省の資料1の11枚目のスライドの【参考】に書いてあることをちゃんと守る為に1,000万掛かりますということですよ

ね。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

繰り返しますけれども、それに、試料として提供する食品、検査に使ってしまってもう食べられなくなる食品のコストに東都生協さんだけでも年間に500万、600万というような額がかかっている、それは本当に気がつきにくいのですけれども、それだけ捨ててしまっている。もちろん、検査ということで価値はあるのですけれども、一方から見ると、口の中に入れずに捨ててしまっているという現実もある訳です。その負担を誰が持っているのかというところもよく分からないまま、今、みんなで検査しているという状況もありますので、色々なところを切り分けて検討していいのではないかと思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

「流通食品での調査」というのが厚労省のスライドの16枚目にあって、マーケットバスケット調査というのが書いてあるのですけれども、まさにここも検査のための商品を仕入れるということだと思うのです。仕入れられている側の三宅さん、イオンさんでもこの対象になるのではないかと思いますけれども、何かご存じのことでもありますか。

○三宅氏（イオンリテール株式会社）

ごめんなさい。どれぐらいの量を収去されて、商品として提供しているかという実数字は当社にはないのですけれども、おっしゃったとおり、色々な人がやっていて、当社だけでも、今おっしゃった1,000万1台、うちもゲルマニウム半導体の検査機器があって、それを維持して、グループ全体で使っているのですが、それよりずっとずっと多い金額です。正直、それは丸々全部とは言わないですが、商品原価という形で、ある程度はうちの利益の中からという感じで考えていただければいいかと思うのですけれども、どこかで皆さんで負担しているという現実はあると思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

青木さんに振っていいのかわからないですけれども、栃木県は検査のコストというのはどのように考えておられるのですか。

○青木氏（栃木県）

栃木県は、先ほど言ったゲルマニウム検出器が農政部で2台、林業関係で1台、消費生活関係で1台とか。すみません、実はお金を考えていなかったのも、

そんなに掛っているのだと、今、逆に勉強させていただいている思いでございます。県も財政はなかなか厳しい部分もございます、毎年、財政関係と色々やり取りしながら予算をいただいているところではございますので、その辺も今後考えていかなければいけないかなと、今、反省しているところでございます。

○堀口氏（ファシリテーター）

コストも考えなければなりませんということなのですねというところ。

あと、1つ質問です。資料になかったので落とされていたところに、輸入食品。今、輸出に関しては産地の表示を求められたりとかしているということだったのですが、逆に言うと輸入食材。日本は今、皆さん、こんなふう to 検査をしているという現状があるのですけれども、7番で「輸入食材を使うことがあります。このような輸入された生鮮や加工食品に対して、放射性物質の注意点をお教えてください」ということなので、輸入食品の検査は厚生労働省がやっているかなと思うので、岡本さん、情報提供をお願いします。

○岡本氏（厚生労働省）

厚生労働省の岡本でございます。

輸入食品は、輸入食品等モニタリング計画をもとに検疫所でモニタリング検査を実施しています。その基準は、100ベクレル/kgに基づいて行っています。

○堀口氏（ファシリテーター）

モニタリング検査をしているということですので、違反していないものが基本的に流通しているので、それに関して普通に取扱いして下さいということですね。

○岡本氏（厚生労働省）

全ての品目という訳ではないのですが、放射性物質についてモニタリング検査をしております。

○堀口氏（ファシリテーター）

して、入ってきているということですね。

○岡本氏（厚生労働省）

はい。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございました。

今日は、農水省の吉岡課長から議論の論点を3つ程挙げていただきました。検査点数、品目、自治体とあって、検査点数というのが農水さんの資料2、17都県に限った15枚目のスライドと16枚目のスライド、それから、地域別に示されたのが17枚目のスライドなのですけれども、この検査点数、分かっているものでこれだけ、17都県でこれだけということに関しまして、率直な感想でもご意見でもいただけたらと思うのです。

夏目さん、いかがですか。

○夏目氏（全国地域婦人団体連絡協議会）

17都県の検査点数、それから場所ですね。これはこうなのだろうと思うのですけれども、私がもっと不思議に思うのは、この17都県以外に、他の10ぐらいの自治体が自主検査といたしますか、計画を出して実施をされていて、1週間ごとに厚労省がその結果を発表しておりまして、直近ですと30日の更新があったわけですね。それを見ますと、全部で28自治体でしょうか、それぐらいの数で検査をやっている訳です。それというのはこういうところに公表されてこないのですね、なかなか見えにくい。消費者にとってホームページで一々詳細をずら一つと探すのはとても大変で、17都県以外の自治体がそこまで検査をする必要性はどこにあるのだろうかとても疑問に感じています。まず、縮小するならそこからでもいいのかなと。これはとても乱暴な意見で、関係の自治体がいしたら、もしかすると怒られるかもしれません。

最初は、だんだん拡大していったら17都県になったといういきさつがありますけれども、5年経った今でも、それプラスかなりの数の自治体が行っているという現実をどのように捉えていいのかなと。

それから、コストの話も先ほどありました。17都県で約40億。それ以外の自治体のコストを重ね合わせたら、要するに、自治体ですから、税金ですよね。税金としてどれだけ使って、それが安全または安心に繋がるのに便益としてどれだけ出ているのかなというところはとても疑問に思っているところなので。質問に答える形にならなかったのですけれども。

○堀口氏（ファシリテーター）

松永さん、どうですか。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

そうですね。私も全く同じように思っています。必要な検査は当然あるのだ

と思います。今、行政側でもやっているとおりに、例えば栽培・飼養管理が困難な品目とかは当然手厚くしなくてははいけない。でも、一方で、きちっと取り組んで下さっていて、それにより安全が保たれているということが、この5年間の推移で明確なものというのは幾つも見えてきている訳ですから、そういうものは検査数を下げるといようなこと。自治体とか品目とか、組み合わせで色々なパターンがあると思うのですけれども、そこを細かく検討して減らしていくということをやっていただきたいし、多分、消費者も理解をすべきことなのだろうと思います。ただ、押しつけてはいけない。やはり検査の結果、安心するという気持ちはあるのです。どこかで調べてもらっている、押さえてくれているというところで安心するところがあると思いますので、押しつけではいけない。

ただ1点思うのは、消費者に対する情報の届き方、届いている情報の中身というのが、今までは、生産者の方が、とすると、検査しているから安全だという言い方をしてきたと思うのです。福島でもよく生産者の方が、これはちゃんと検査しているから安心して食べて下さいとおっしゃるのですね。いやいや、そうではないですと。検査の前に、あなた方が一生懸命努力して、あの寒い中、一生懸命木の肌をかき取るとか、カリ肥料を沢山やるとか、色々な努力をしていて、そこが尊くて、それをやったださっているから下がっていると。その結果として、それを検査で確認しているということなのですよ。だから、検査しているから安全ではなくて、私達の努力、すごいでしょ、私達を信頼してよという言い方をどうしてしてくれないのですかということ、繰り返し繰り返し、福島とか栃木とか色々なところで申し上げてきました。

ただ、日本の生産者とか事業者の方はやはりちょっとシャイなのですね。自分達でこんなことをやっているぞ、すごいぞとなかなか言えなくて、何となく行政が検査をやっているからという言い方をしてしまう。それによって消費者に一番大事な情報が届いていない。その結果、消費者は、生産者の努力がなかなか見えないので、生産者とか事業者に対する信頼感を持てなくて、また検査というところに消費者も目がいつてしまうという悪循環がずっと積み重なってきているような気がするのです。

ですので、消費者は学ぶだけではなくて、生産者も自分たちの実態としての努力をもっとアピールする。そこでお互いに共感し合うとか、共通認識を持って理解し合っているところがまだ必要で、そこから信頼を得たことによる安心。検査しているから安心ではなくて、何かやってくれているから、頑張ってくれていてこういう結果が出ているから安心だよ、あなたを信頼するね、あなたを信頼して私達も喜んで食べるよというような雰囲気はどう作っていくかみたいなことを考えていけたらいいかなと思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

吉岡さん。

○吉岡氏（農林水産省）

今回、このリスクコミュニケーションで5年間の検査結果とか検査点数とかを皆さんにお示しして、これからの検査のあり方についてご意見をいただきたいと思っている訳です。

今日はお医者さんも来ていらっしゃいますので、科学的に見て、食べて健康に影響があるのかと聞かれると、ないですよということなのですけども、リスクを下げたり、いろいろな対策を考えるリスク管理というのは、科学だけではなくて、政策的な判断とか、消費者の気持ちとか、全部ひっくるめて最後は政策判断をする訳です。

今年度に入ってこういう話を色々していると、多くの方は、濃度も下がってきていて、基準値を超えるものがないのであれば、検査を縮小してもいいのではないですかという声が実際に多いです。それは、やってみて初めてそうだったということであって、もし今日皆さんが、いやいや、そんなことを言っても、検査は今までどおり、いやいや、もっともっと、あと10年ぐらいは強化してやってほしいという声が日本中にあったとしたら、検査のあり方を変えろというのはなかなか難しいことなのではないかと思います。松永さんがおっしゃったように、科学でこうだから行政が押しつけるということはあってはいけないことだと思うのです。

そういうことで、今日も皆さんから、そういうデータを見ながら、ではどう考えるのかとか、原災本部のガイドラインに基づいて都県はやっているけれども、実は、それ以外にも企業の方も物凄く沢山やっているし、あるいは学校給食のために市町村もやっているとか、色々な検査が本当に沢山ある訳です。そういうものを全体で考えてどうなのかということを、皆さんの声をもっともって聞いて、最終的に行政としては政策判断をしていきたいと考えております。

○堀口氏（ファシリテーター）

そろそろフロアに移したいのですが、その前に、シャイだと言われた生産者が、今、目の前にいらっしゃいますので、君嶋さんから、積極的に取り組んでいらっしゃることを今ここでアピール、PRしていただければと思います。よろしくお願いします。

○君嶋氏（原木シイタケ生産者）

本当にその通りなのです。私を初め、農業者というのはやっていることを人にアピールすることが割合下手なもので。私個人でも、ちゃんとやっていることをアピールするとか。NHKとか各新聞社、地元のテレビ局とか、ラジオとか、マスコミで大分宣伝してくれましたけれども、確かに、これだけやっているから安全ですからということを本当は言いたいのですけれども、言うチャンスもなかなかないです。あと、現場検証ではないですけれども、老人大学とか生活学校が観光バスでうちを見に来てくれて、討論会をやる場合もあるのですが、私も機会があれば出て行って、安全だからではなくて、ここまでやっているから安全ですからどうぞ食べて下さいということを一から十まで発表したいと思います。よろしくお願いします。

○堀口氏（ファシリテーター）

生活学校とか色々行かれてご説明もされているということなので、多分、君嶋さんの周りの生産者の方々とお会いしたい方々もフロアにおられるかと思います。ぜひ生産者のお声を直接聞くきっかけにしていただければと思います。

残りの時間がだんだんと少なくなってきました。今の意見、資料、検査結果などを踏まえまして、フロアのほうからご質問であったり、ご意見、誰かに何かを聞いてみたいというのでも結構ですし、ありましたら、挙手をしていただければと思います。

では、最初に挙げた眼鏡をかけた女性の方。もし大丈夫でしたら、ご所属なりを言っていただけるとありがたいです。

○質問者A

八王子で八王子市民放射能測定室ハカルワカル広場というのをやっておりますニシダと申します。

沢山の検査をして、コストも掛かるので、この辺でもう安全になったから少し縮小していきたいというのが今日のメインテーマかと私は理解しました。

そして、生産者のそのような努力というのは、軽減措置を図ることもあるけれども、モニタリングをやっている、つまり検査をしているということが大きな力だと栃木県の県庁の方はおっしゃいました。私は、検査にはそのような力があると思います。いつも測っているということで、生産者の方もみんな緊張して軽減措置をなさいます。放射能は見えないし、匂いもないです。ですからこそ、消費者は怯える訳ですけども、ただ怯えるだけではなくて、しっかりと測って、そして数値にするということで、安心したり、気をつけなければいけないと思う訳です。検査は、四十何億円掛ろうと、予防原則に立つ限りは決して無駄なことではなかったと思います。

皆さんのこれまでのご努力に敬意を払うと同時に、私は、子供の内部被ばくというのでしょうか、そういうことを防ぐ為に、やはりこれからも。つまり、放射能はあるのです。セシウム137は30年間で半減する。それだけ掛かるということは、長く努力しなければ、検査しなければ。ウクライナなどでは5年ぐらいで基準を緩めた為に、そこからまた健康被害が出てきたということがあります。ですから、気を緩めていただきたくない。検査を続けていただきたい。私達も測っていきます。そのようにお願いいたします。

○堀口氏（ファシリテーター）

すみません、それでご質問なのですけども。

○質問者A

質問とか意見とおっしゃったので。

○堀口氏（ファシリテーター）

それで、今おっしゃったことの振り返りなのですが、検査を続けていくということを主張していただいたと。

○質問者A

そうです。

○堀口氏（ファシリテーター）

それに関して、例えば品目をもっと増やした方がいいとか、もっと点数を増やした方がいいとかというのではなく、とにかく、ちゃんとやる。今の状況は維持するということ。

○質問A

そうです。137の半減期が30年間ありますね。ですから、そこにある訳ですから、測っていくということがやはり大事だと思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

今のご意見とかでパネリストさんから何かありますか。特に大丈夫ですか。

松永さん。

○松永氏（科学ジャーナリスト）

そうですね。あるのだから、ちゃんと測っていききたいというお気持ちもすごく良く分かりますし、そういう取り組みの組織もあっていい。そういう考え方の組織もあっていいし、そうではない判断をするところもあってもいいし、色々な形でそれぞれが独自の取り組みをすることがとても大事なのだらうと思ひながら聞きました。

私から見ると、放射性セシウムのリスクというのは、先程申し上げた通り、食品が抱える他のリスクに比べると小さいと捉えているのですね。例えば、見えない、匂いもない。まさに微生物とか。農薬もそうですし、添加物もそうなのですが、他のリスクが沢山あって、私は微生物の食中毒リスクというのは凄まじく大きいと思っているのですね。これは年間に数人ぐらい死者が出たりしますし、患者は厚生労働省の統計だと年間2万人から3万人ぐらいですね。恐らくそれは統計の問題で少なくて、実際にはその200倍、300倍ぐらいの微生物による食中毒患者が発生しているのではないかという研究結果が出てきます。つまり、もしかすると、年間に500万人、600万人という方が食中毒の微生物によって健康被害を受けて亡くなる方もいるし、物凄く重い後遺症を抱えたりするような方とかも出てきている訳です。私から見ると、同じ1,000万円をどこに費やすかということを考えなくてはいけない。日本の国の予算も企業の予算もみんな限られているところで、いかに効果的に使って市民の健康を守るかということを考えなくてはいけない。その時に、私から見ると、同じ1,000万だったら微生物の食中毒対策を強化した方が、もしかすると健康被害というのは凄く小さくなるのではないかなと思ひて仕方がないですね。

いつもこの話をすると、誤魔化すな、視線を逸らしているだけだろうと言われてしまうのですけれども、現実には、食品のリスクというのは沢山あって、それに対して総合的な判断をしなくてはいけないというところで、悩みなながらも、色々なアプローチがあっていいし、行政はそこを悩んで、何が一番的確な方策で、その結果、全食品としてのリスクを総合的に見た時に、どう下げていくかというような観点からも科学としては考えていただきたいなと思ひます。

それと、先程おっしゃったように、心情の問題。微生物をやるよりも放射線リスク、セシウムの方が、東電のせいだし、やはり嫌よと。それだって当然あっていいのです。その気持ちもあってよくて、そこの中で社会が色々な形で悩んで、それぞれが役割を果たすみたいな方向性が見出せたらいいのではないかなと思ひました。

○堀口氏（ファシリテーター）

色々な意見があっていいと思ひます。

今の検査の状態では一応これまでとしては、5番目に「どこまで検査すれば

安心は取り戻せるのか」というのが質問であったので、今、八王子で測定されているということだったので、今の状況であれば、安心かは分からないのだけれども、測り続けていくことによって割と担保出来るというようなご意見でよろしいですか。

○質問者A

はい。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。

そちらのお髭の男性。

○質問者B

恐れ入ります。色々勉強になります。サイエンスカクテルという団体で科学技術コミュニケーションのことをしております。

どうしてもお聞きしたいのは、色々不勉強だったことを含めてお話を聞いて、特に農産物は農家さんを含め生産者の方の努力でかなりいい状況になってきていて、尚且つ、農産物に関しては、雨が降って流れ込むということがあるとしても、ある程度管理できて再発も防げるかなと。あるいはホットスポット的なこともないかなと思うのです。今日、野生生物のお話がありましたし、今日、まさにホットトピックスで、いわきでヒラメが揚がり始めたという話もあるのですが、水産物のお話が余りなかったように感じました。その辺のことについて、状況の話もそうですけれども、今後の取り組みをどう考えていくか。

今も申しましたように、漁業の場合はどうしても不安が拭い切れないところはあると思うのです。その辺のことについて。もう一つ言うと、淡水生物の話が今回資料の中にありました。不勉強で、その辺のことを一、二点、どなたかご解説いただけないでしょうか。

○堀口氏（ファシリテーター）

吉岡さん、よろしいですか。

○吉岡氏（農林水産省）

海産物、海の生物について言うと、ちょっと難しい話になるのですが、浸透圧というのがあって、外が海水で、魚の体の中ということでやると、魚の中から外に出ていくのが強いものですから、魚の中に取り込まれた放射性セシウムはかなり速いスピードで出ていくということがあります。なので、外洋を

回る回遊魚とかは物すごく低いですし、強いて言えば、福島原発に近かったところの海底に住んでいるような底魚は、どちらかという高い傾向にあるということは言えると思います。

福島県と他の県はまた取り扱いが別になるかと思うのですが、基本的には、検査をして、その海域のその魚種についてどうかということを確認しながら、いいものだけは出荷をされているので、突然、実は測ったら物凄く高いものが出る確率というのは凄く低いのではないかと思います。

ただ、海産物は栽培・飼養管理が困難なものですから、5年間の検査結果をまとめて皆さんとリスクミする資料としては、困難なほうというところに入れて整理をしております。100ベクレル/kgを超えた点数は、見ていただくように物凄く少ないということです。

一方で、淡水産の魚につきましては若干事情が変わっております。例えば川に住んでいるとか、溜め池に住んでいるとかというのがあります。農地とか住宅地の除染作業というのはかなり進んできているのですが、山の除染は手がついていないとか、川でも、雨が降るとまた上から流れてきてしまうので、放射性物質が若干流れてくるのではないかとことがあって、川魚は、川によってはまだ基準値を超えるものが出るという状況があるので、海の魚と比べると、やはりもうちょっと時間が掛かるということではないかと思っております。

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしいですか。

○質問者B

今後の検査方針みたいなものは。

○吉岡氏（農林水産省）

というふうに、他と比べると海産物は非常に難しい状況にありますので、それよりは、対策をやればしっかりやれるというものについてまずどうかということを考えているので、そこをやった後に、次ということになるのではないかと思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

要するに、段階を踏んで考えていくのがいいのではないかとというような農林水産省からのご提示ではなかったかと思います。

女性の方、お願いします。

○質問者C

詳しい資料をありがとうございました。「I 女のしんぶん」のイケダと言います。2点の質問と1点意見を言いたいです。

1つは、測定というのはセシウムをベースにして測られているということで、人体に大変大きな影響があると言われているストロンチウムは計算で出しているのだと思うのです。例えば25、26、27年度の色々な物品についての検出をしている表がありますけれども、25ベクレル/kg以下はある程度心配がないだろうということで、多分このように書かれているのだと思うのですが、25ベクレル/kgの段階でのストロンチウムはどのぐらいあるというふうに想定しているのでしょうか。それが1つ。

○堀口氏（ファシリテーター）

では、まずそこからいきますね。

○吉岡氏（農林水産省）

原発の事故のときに各種の放射性物質が飛んだ訳ですけれども、定量的には上手く言えないのですが、多かったのは放射性のヨウ素131というものです。その次に多いのがセシウム134と137だと思います。骨に蓄積する性質があるストロンチウム90について言うと、原発の事故で放出された量というのは、量からいうとかなり少ない。では、少ないからといって、何も測らずに放射性セシウムと放射性ストロンチウムの比率だけで計算しているかということ、そうではなくて、厚生労働省では定期的に食品の中の放射性セシウムとストロンチウムを測っております。年に2回ずつぐらいやってきておりまして、これまでに合計8回やっております。

それで見ますと、ストロンチウム90で、そもそも検出限界未満というものがかなり多くなってきておりまして、今、厚生労働省がやっておりますのは、まず、放射性セシウムを測って、放射性セシウムが0.5ベクレル/kg以上検出されたものについてはストロンチウムを測るということで検査をしております。そもそも放射性セシウムの濃度が0.5ベクレル/kgを超える数も物凄く少なくなってきたおりますし、超えたのでストロンチウム90を測ってみると、そのほとんどが検出も出来ないぐらい、今の科学の力で測る検出限界容量を上げるものがかかなり少ないという状況になっております。25よりもっともっと低いです。

○質問者C

25ベクレル/kg以下は比較的安全だと判断してこのように表になっているの

ですね。だから、セシウムが25ベクレル/kgということではないのですか。この状況だと、ストロンチウムはどのぐらいということなのですか。私、よく知らないので教えていただきたい。

○吉岡氏（農林水産省）

すみません。この表で25ベクレル/kgを超えたものがということで整理をしたのは、25以下であれば安全であるという観点でやったのではないのです。一般食品の基準値は100ベクレル/kgで、スクリーニング法、NaIシンチレーションスペクトロメータでやる時には、まず、50を超えるかどうかを判断する。その時に、厚生労働省の方から、その時の検出下限値は25にして下さい、25よりは必ず測れるようにしてくださいということでやっているのです、実は17都県にやってもらっている検査の多く、NaIシンチレーションスペクトロメータでやっているものの検出下限が多くのは25に設定されているので、100という基準値と25ということ考えた時に、4分の1ずつ刻みということで整理をしたということなのです。

繰り返しになりますけれども、現状では、厚生労働省がやっている検査でも、そもそも放射性セシウムの濃度自体が0.5ベクレル/kgを超えるもの自体がものすごく少ないという状況にあります。

○堀口氏（ファシリテーター）

私が今、質問を解釈したのは、例えば25ベクレル/kgと出たときに、セシウムが何%でストロンチウムが何%占めているのですかというような質問ですよ。

○吉岡氏（農林水産省）

すみません。多分そういう観点では測定をしていないので、今、データが揃わないと思います。

○質問者C

結局、ストロンチウム自体の測定が正確にされていないということなのですか。

○吉岡氏（農林水産省）

別の検査でセシウムを測って。今、お見せしているのは17都県が出荷前に検査をしているものなので。その検査の目的というのは、基準値を超えるものが市場に流通しないようにという目的で検査をしているので、そのようになっています。

もう一つお話ししたいのは、厚生労働省の検査の目的というのは、ストロンチウム90について国民の方の関心もあるので、それがどれくらいの濃度で入っているかをチェックするという観点で別の検査でやっているの、そこは違う検査だということです。

○堀口氏（ファシリテーター）

よろしいですか。

○質問者C

もう一点。やり取りしているうちにもう一つを忘れてしまいましたけれども。私も愚かな消費者の一人なので、見えないものは見えるようにしてほしい。そういう意味で測定は必要なのではないかと思っているのです。

ごめんなさい、思い出しました。この前みたいに大きな台風があったりすると、森林の中にあった放射性物質が川に流れたり、土壌に染み出ることがあると思いますので、そこで測定値が変わるということもあると思います。30年経っても半減ししかないということは、今、5年経って減っているからといって、これから先もずっと少ないという保証はどこにもないのではないかと思います。ですが、その辺、皆さんどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

皆さんどのようにお考えなのかお聞きしたいということですが、佐藤先生、どうですか。

○佐藤氏（福島県立医科大学）

これの代弁になるかどうかあれですけども、実は昔からセシウムというのは大気中核実験の時代から、1960年ごろから日本には沢山降って、多分ここにいる年代の方は、昔、沢山食べているのです。東京にいる人でも、多分、キログラム当たり4ベクトル/kgとか入っていた時代があるのです。だから、セシウムを食ったのは初めてではないのです。その頃から何年か置きに測って、人体のが上がってくるのはいつかということ、例えば隣の中国で大気中核実験をやって、それが日本に飛んできて、降って、次の年の作物に入って、それを食べるとびよこっと上がる。チェルノブイリのときに回り回ってきたものがちょっと上がるとなっているので、恐らく、天気がどうこうというよりは、そういう新しい発生が出ないと、人体に最終的に出るような増え方はしないのかなというのはそういうデータから分かるのかなと思います。

答えになっているかどうか分かりません。

○堀口氏（ファシリテーター）

他にご意見は。

○吉岡氏（農林水産省）

環境省の方からご説明があるとありがたいのですが、環境省では空間の放射線量を継続的に測っている訳です。事故から5年経って、その間には大雨も台風も色々あった訳です。そういう後に空間の放射線量というのがどれぐらい上がっているのかとか、そういうデータを見ると、1つの放射線セシウムの供給源となる可能性のある山とか、そういうところから引き続き供給されるリスクの大きさというのは1つのデータになるのかなと思います。

ただ、先ほどご説明しましたように、仮にそうやってやってきたとしても、土壌中から農産物が吸うものは対策で抑えることが出来る。それから、降ってきたものについては、その濃度によりますけれども、常緑の果樹などでは物理的に除去できますので、そういうことがあれば、原因を究明した後にきちっと低減対策をやることは引き続き必要だと思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

青木さん、どうぞ。

○青木氏（栃木県）

すみません。30年の話で、先程君嶋さんがお話ししたり、皆さんお話ししていただいたのですが、農家の方が凄い努力をしているよという中に、セシウムというのは、降った当時は表面にずっと留まるもので、なかなか下に浸透していかないものなのですね。先程は剪定をやったり、木を切ったりしか話をしていなかったのですが、その表面にあるセシウムは、天地返しと言うのですけれども、上の土をなかなか届かないような下の方に入れてしまおうとか。あと、セシウム137の半減期は確かに30年と言われていますけれども、農耕地土壌の中では、粘土鉱物がしっかりと抱え込んでしまって、植物に吸われないような形になっているということなので、多分、134が半減期でこれだけ減ってきている以上に農産物には行かない。それは農家の方が土作りをしっかりやっていると、根っこが届かないような下の方にセシウムを入れてしまうよとか、それは農家の努力というものもあるので、物理的半減期30年だけではないというののもちょっとご理解いただければありがたいかなと思います。

○堀口氏（ファシリテーター）

今、空間線量の話が出たのですが、消費者庁のQ&Aにはその話が載っていないのです。この環境省関係のウェブサイト。

すみません。

○天野氏（環境省）

環境省の保健部参事官室の天野です。

環境省では、先程の消費者庁以外に、放医研の方、それから規制庁とか文科省と併せて、国が統一的な基礎資料という形でこのようにまとめてございます。これは、冊子として、福島県及び近隣県。それからインターネット上でこの「統一的な基礎資料」を検索していただきますと、ウェブ上で公開しています。先程2つご質問があった中の1つは、ストロンチウムを測っていないではないか。それから、25ベクレル/kgに対してストロンチウムの割合がどのくらいあるのかということに対して、我々の方は、土壌中のストロンチウムとセシウムの割合を細かく分析しています。それがこちらのページにあります。それが100分の1ぐらいになっているということ。その割合からすると、セシウムの方が食物中のカリウムと勘違いして吸うものですから、セシウムの割合の方が多いということで、1割以下だというのがストロンチウムに対する考え方です。

もう一つは、最近の森林からどのくらい出てきているのかというのは、規制庁、それからJAEAで測定しています。それで大体0.2%以下、1000分の1から1000分の2以下が出てきている。そのくらい低くなっている。前は、台風とか大雨があったときに移り易いものから移ったものですから、事故当初は結構移動が大きかったのですが、今、5年たって、台風とかあの程度の大雨でも、年間通して1000分の1から1000分の2以下の状況しか森林から移っていないというのが分かっています。それもまだ今年度の統一的な基礎資料には入れられませんが、今、改訂中で、次年度の統一的な基礎資料にはデータを含めてそのような結果もお示しすることにしております。

○堀口氏（ファシリテーター）

ありがとうございます。環境省のホームページから「統一的基礎資料」で検索していただくと、その冊子が見られるということなので、森林からどのように来ているかというものについてはそれでご確認していただければということかと思います。

残り時間が短くなってしまいましたので、フロアのほうから全員のお話を聞くことができませんでした。一旦終了しますが、皆様、もしご質問とかご意見等がありましたら、個人に対しては個人にお話ししていただき、また、アンケート用紙がありますので、今のご意見を踏まえたりしつつ、また、ご自身の意

見をしっかりと記載していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この意見交換を終了させていただき、司会をバトンタッチしたいと思います。よろしくお願いします。

○司会（消費者庁・藤田）

多くの方に手を挙げていただきましたけれども、時間となりましたので、すみませんが、これで意見交換を終了いたしたいと思います。

本日ご参加の皆様、熱心なディスカッションをありがとうございました。会場の皆さんもありがとうございました。時間の都合上、ご発言いただけなかった方には大変申し訳ございませんでした。

本日は、消費者、生産者、食品関係事業者、科学的立場、マスコミの皆様からの現状とお考えを伺うことが出来まして、大変参考になりました。本日いただいておりますご意見、ご質問も、ここでご紹介出来なかったものも含めて関係府省のみんなで共有しております。ここでいただいたご意見を当然今後の施策の参考とさせていただきたいと思っております。

また、本日お配りしてありますアンケートですが、今、堀口先生からもありましたように、我々、パネリスト、関係者、ここに来ていない行政関係者も含めて、凄く熱心に見て、解析をして、こんな考えがあるのだ、こういう意見があるのだということで非常に参考になりますので、是非ともそれに記入をしていただきまして、コミュニケーションの一環ですので、ご意見をいただければと思っています。

本日皆様からいただきました、また、これからいただきますご意見を参考としながら、今後の食品中の放射性物質の検査のあり方について行政担当者で引き続き検討していきます。さまざまところで発表していきたいと思いますので、是非今後の動きも気にしておいていただければと思います。

これで本日のプログラムを終了いたします。円滑な進行にご協力いただきまして本当にありがとうございました。

最後に、皆様のご協力をいただきまして、机がなくて書きにくいのですけれども、ぜひアンケートに記入していただきまして、お帰りの際に回収箱に入れてください。

本日は、ご参加、本当にありがとうございました。終了いたします。（拍手）